

## 拉致問題啓発について

### 1 拉致問題啓発の取組について

- ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」において、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と定められていることから、拉致問題啓発への取組み<sup>( )</sup>を行っている。  
( 学校や地域社会における分断・差別、ヘイトスピーチの契機とならないよう配慮)

### 2 これまでの取組み(平成 29 年度実施事業)

- (1)「拉致問題を考える国民の集い」(H30.2.17)(大阪での開催は 6 年ぶり)
- (2)「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(毎年 12.10～16)における啓発事業の実施
  - ・拉致問題パネル展、DVD 上映(H29.12.4～11 市役所東玄関ホール)
  - ・ブルーリボンライトアップ(H29.12.10～16)府咲洲庁舎、市役所等 9 か所(市役所庁舎は 12.10～13)
  - ・ブルーリボンキャンペーン(H29.12.10 JR 大阪駅 時空の広場)
  - ・映画「めぐみ」上映会(H29.12.16 ピース大阪)

### 3 平成 30 年度の取組み

- (1)拉致問題啓発チラシの配布
  - 2 月に実施した「拉致問題を考える国民の集い」の内容を広く市民に伝えるとともに、拉致問題についての理解を深めてもらうためチラシを作成し、配布
    - ・市内各施設でのチラシ配架(区役所、図書館、区民センター、生涯学習センター、クレオ大阪各館、市民情報プラザ、サービスカウンターなど)(4 月より)
    - ・市内小中学校の児童・生徒を通じたチラシ配布(5 月)
    - ・6 紙(朝日、毎日、読売、産経、日本経済、大阪日日)朝刊チラシ折込み(5 月)
    - ・「区民まつり」、「成人の日記念のつどい」等でのチラシ配布(10 月ほか)
- (2)その他の取組み(主なもの)
  - 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取組みに加え、年間通じた取組を実施
    - ・市役所本庁舎及び区役所・図書館などに設置しているデジタルサイネージや広報紙での啓発メッセージの発信(随時)
    - ・市民セミナーの開催(11 月)
    - ・区庁舎などでのパネル展示や啓発 DVD 放映(11 月ほか)
    - ・啓発 DVD を活用した区人権啓発推進協議会などでの研修会の実施(6 月ほか)
    - ・映画「めぐみ」上映会(7 月ほか)
    - ・拉致問題を考える国民の集い(1 月)